



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円
 見舞金・祝金

村上民商ニュース

2019/5/7

NO.318 村上市九日市 129-1
 村上民主商工会
 ☎66-8110 FAX66-8126

新商連婦人部協議会

第38回定期総会

日時 5月19日(日) 受付午前10時～

午前10時30分～午後3時30分頃

会場 新潟ユニゾンプラザ

講演 午前10時30分～

「軍事費と消費税(仮)」

講師 布施 佑仁氏(平和新聞編集長)

参加費 記念講演のみ参加500円

※講演会はどなたでも参加できます。

参加ご希望の方は、民商へ連絡をお願いします

払いきれない消費税

困っていませんか？

税金を一度に払いきれないときは、「換価の猶予」の制度を積極的に活用しましょう。税務署などの督促状を放置しておく、預金や売掛金などを差し押さえられてしまう場合があります。

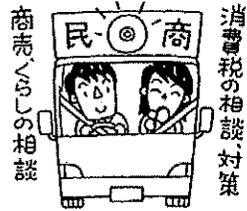
「換価の猶予」の申請が認められると、延滞税が減額・免除となり、差押えを猶予、解除することができます。

単なる「分納」の制度は、本税に加えて延滞税の負担が重くなり、「換価の猶予」の制度とは全く違う効果となります。この制度は、国税などが対象です。詳しい内容や相談は民商へ連絡ください。



民商の紹介をお願いします

みなさんのまわりに、「税金が払えない」、「資金繰りに困っている」など悩んでいる方がおりましたら、「民商へ行ってみたら」とお声掛けください。商工新聞を知人友人や商売をしている方にすすめて下さい。



消費税の相談・対策

商売へのCS相談

民商の共済へ加入を！

仲間が増えれば助け合いの内容も一層、豊かになります。助け合いの輪を大きく広げてくださいましょう。

☆従業員の方も加入できます。

☆共済会費は、毎月1,000円。

☆加入希望の方は、民商事務所に連絡を。



5月の無料法律相談

日時 5月21日(火)

午前10時30分から

会場 村上民商事務所
 新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談を希望の方は、5月17日(金)

までに民商へ連絡をお願いします。

その後の受付分は、次回6月の相談とさせていただきます。

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。

	満64歳以下で加入の方	満65歳を過ぎて加入の方	満75歳以上の会員と配偶者
入院見舞い (連続3日以上)	1日3,000円 120日を限度	1日3,000円 60日を限度	1日3,000円 30日を限度
安静加療見舞い	年1回 5,000円		
結婚祝い	2万円		
出産祝い (女性加入者のみ)	2万円		
長寿祝い (満75歳の誕生日を迎えた加入者)	5万円		
死亡弔慰	20万円	5万円	3万円
高度障害見舞い	20万円	5万円	3万円
火災見舞い	全焼10万円、全焼以外5万円		